

溝口外科整形外科病院行動計画

職員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年9月1日～令和4年8月31日までの3年間

2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和元年9月～ 職員の具体的なニーズ調査、母性健康管理についての情報収集
- 令和元年11月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：令和2年12月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間120時間未満とする。

<対策>

- 令和元年9月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和元年10月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 令和元年11月～ 院内電子掲示板等による社員への周知
- 令和元年11月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3：期間雇用者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間15日以上とする。

<対策>

- 令和元年9月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和元年9月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和元年9月～ 院内HPなどでキャンペーンを行う